

原子力委員会 政策評価部会 第25回 「放射性廃棄物の処理・処分」(第6回)

議事録

1. 日 時 2008年8月20日(水) 10:03~12:11

2. 場 所 虎の門三井ビル2階 原子力安全委員会第1、2会議室

3. 出 席 者

近藤部会長、井川委員、伊藤委員、岸野委員、古川委員、田中委員、
長崎委員、堀井委員、松田委員、和気委員

大浅田経済産業省資源エネルギー庁放射性廃棄物等対策室課長補佐、
山路原子力発電環境整備機構理事長

土橋参事官、瀧上企画官、千葉参事官補佐、立松上席政策調査員

4. 議 題

1. 報告書(案)に頂いた御意見への対応について

2. その他

5. 配布資料

資料第1号 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の
基本的考え方の評価に関する報告書(案)に対する御意見

資料第2号 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の
基本的考え方の評価に関する報告書(案)に対する御意見への対応
(案)

資料第3号 他領域の「ご意見を聴く会」における御意見への対応(案)(放射性廃
棄物の処理・処分に関するもの)

資料第4号 原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の
基本的考え方にに関する評価について(案)

(近藤部会長) おはようございます。第25回の政策評価部会を開催させていただきます。

大変お暑い中、早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございます。6月5日にございました前回の部会で取りまとめました報告書(案)について、7月4日から8月3日までの1カ月間、国民の皆様から御意見を募集いたしました。御意見は多いとは言えないけれども、少なくもないのかなと思いますが、後刻、事務局から御報告があります。本日の議題は、その御意見を事務局にて分類をいたしまして、それぞれについて内容を分析し、報告書に反映すべき点があるとするればそれを反映するという作業をさせていただきました結果について御審議を頂くことです。よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、今申し上げました、国民の皆様から頂きました御意見とその内容、それに対する部会としての対応に関する資料の説明をお願いします。

(淵上企画官) それでは、事務局の淵上でございますけれども、今部会長からございましたパブリックコメントで頂いた御意見に対する対応と、それに基づきまして、報告書を相当箇所直させていただきましたので、それを御紹介、御報告をさせていただきます。

今日、資料の1～4まで御用意をさせていただいております。資料につきましては、議事次第のところの一覧を示しておりますので、もし過不足等ございましたら事務局にお知らせください。

資料について若干説明をいたします。

まず、資料第1号ということで、「原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価に関する報告書(案)に対する御意見」といことで頂いた御意見をすべてリストアップしております。これは、頂いた順番に番号を振ってございます。パブリックコメントでは、報告書の中の御意見の対象箇所、それに対する御意見、その概要を頂いております。この資料では、頂いた御意見、その概要等をそのまま載せてございます。これが御意見のすべてでございます。

資料第2号は、頂いた御意見に対する対応です。それぞれ御意見を報告書の章立てごとに分類をいたしまして、それぞれについての対応をまとめたものでございます。

ほかの領域の「ご意見を聴く会」において、「放射性廃棄物の処理・処分」に関して御意見が出たことがございまして、これらの御意見につきましては、その後の「放射性廃棄物の処理・処分」の政策評価部会のときに対応させていただきますと申し上げた経緯がございます。これらについてまとめたものが資料第3号でございます。

資料第4号は、報告書の修文後の最終版(案)でございます。これは後で御説明するとき

の参考としまして、直したところを赤字で、更に、そのときのもととなった御意見の番号と、それから先ほどお話ししました、御意見への対応をまとめた資料第2号で対応を書いているページ番号をそれぞれその右の余白に書いてございます。

以上が今日御用意した資料でございます。

それぞれの御意見への対応については資料第2号をもとに、修正箇所については資料第4号の報告書（案）の該当箇所を参照しながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

最初の章、第1章は特に対応する御意見はありませんが、報告書（案）の2ページを若干修正させていただいております。この報告書では、関係行政機関の取組状況でありますとか、それを踏まえた議論を詳細に記述させていただいております。これらは大綱の基本的考え方の妥当性を評価するという観点から行ったということを確認にするという趣旨で修正しております。

3ページの「第2章 評価作業」の頭書きのところでございますけれども、ここについても同じ趣旨で、原子力政策大綱に示している関連する基本的考え方について、その妥当性の評価を取りまとめる作業を行いましたと直させていただいております。

4ページの最後でございますが、ここは、その後パブリックコメントにかけたため、そのことを記述をしております。その結果としまして、26名の方から、1団体を含んでおりますけれども、総計46件の御意見を頂いております。そのような記述をさせていただいております。

5ページの第3章については、説明、記述について若干の適正化といえますか、正確性、更には詳細な形で若干記述の見直しをさせていただきます

資料第2号の御説明を始めさせていただきます。1ページでございますけれども、「第3章 議論の整理及び評価」全体に関しての御意見でございます。

一つ目の御意見でございますが、「現職の知事や市町村長から意見聴取しておらず、現状分析が不十分で、このような事実、現状認識のもとで行われた評価は適切なものとはいえない。」という御意見でございます。

これでございますけれども、修正ではなく、ここで御説明という形で対応させていただきたいと考えております。「政策評価部会は部会委員による広域自治体との様々な機会を通じての意見交換や世論調査の結果を踏まえて、広域自治体においては知事が判断を行う前提となる放射性廃棄物の処分に係る知識どころか原子力発電に係る知識に接する機会は極めて不足しているとの共通認識を持ちました。そこで、この状況を改善することにまずは力を注ぐ

べきとの判断にし、18ページの(4)にある評価を取りまとめました。その中には、ご指摘にある、自治体の首長との意見交換を通じてこの課題の解決に向けての役割分担に関する相互理解を深めていくことも掲げています。」という説明で対応させていただきたいと思っております。

二つ目でございますが、「今回の評価は、国、電気事業者、NUMOなど推進側を中心に行われているが、自治体については行われていないため、最終処分場の確保という喫緊の課題に対する政策評価部会の姿勢を疑う。」という御意見でございます。これについても以下の説明で対応させていただきたいと思っております。「部会は、6ページに示した基本的考え方を実現する取組の現状に係る放射性廃棄物に関する自治体の状況について、第23回政策評価部会において元鳥取知事の片山慶應義塾大学教授や昨年度に資源エネルギー庁からの委託で『共に語ろう電気のごみ』地域ワークショップを開催したNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットの崎田理事長から御意見をいただくとともに、委員各位がこれまで自治体関係者との応接で得た知見を踏まえて、広域自治体においては知事が判断を行う前提となる放射性廃棄物の処分に係る知識どころか原子力発電に係る知識に接する機会が極めて不足しているとの共通認識を持ちました。そこで、この状況を改善することにまずは力を注ぐべきとの判断をし、6ページに示した基本的考え方を実現する取組の現状を評価しました。なお、原子力委員会は2007年に至り、国の地方自治体との原子力政策に関する意見交換が原子力施設立地自治体に限定されていることについて、関係機関に改善を求めるとともに、自らも原子力白書を初めとする関連の深い決定・見解を全国の広域自治体に送付するようにしました。また、2008年3月からは、委員長が全国の地方自治体の首長を訪問し、放射性廃棄物の処理・処分を含む原子力政策の基本方針等について説明するとともに、政策の在り方等に関して地方自治体の観点からのご意見を伺う取組を開始しています。」という説明をさせていただきます。

続きまして、資料2の2ページでございます。これは「第3章 3.1.1.1 全国の地域社会の様々なセクター。地域住民及び電力消費者の理解と協力を得るための取組の強化」の節に関しての御意見でございます。

まず、御意見は二つ、同じ種類ということでまとめさせていただいております。

一つは、「回収可能性については処分場閉鎖後も可能であることが立地対策上重要である。」という御意見です。それから、もう一つは「報告書14～15ページにかけて記載のとおり、部会では回収可能性についてかなり多くの議論があったと読めるが、これに関して

評価の項でほとんど言及がない。課題を整理して今後に向けた提言に取り込むべきではないか。」という御意見でございます。

これについての対応でございますが、「原案では、(3)－4における回収可能性に関する議論を踏まえて、4章において多くの関係者に係る留意事項を指摘しています。しかし、検討の結果、この議論を通じて共有された認識を評価の欄に記載することが適切であると判断し、評価を付け加えます。」。具体的な修文箇所はここに書いてございますが、報告書を見ていただきますと、20ページ部分でございます。

ここで20ページの下半分⑧のところでございます。特に回収可能性について「なお」以下の部分で、この記述を追加しております。「なお」以下を読ませていただきますと、「なお、いわゆる回収可能性に関しては、我が国においては、ガラス固化体を地下施設に設置する活動が行われる2040年代以降において、その時代における知見を踏まえて将来世代が安全評価を行った上で坑道を閉鎖するまでは、この固化体を回収できることが要請されていますから、その工夫について検討がなされているべきは当然ですし、また、工学技術の問題としては、処分場を閉鎖したからといって回収不可能というべき理由はないとされています。しかしながら、最近、こうしたことをより明確化することが自治体において処分場の受け入れの可否を検討していただくのに重要であるという意見がしばしば提出されますので、関係者はこれに必要な措置についての検討を深め、同時に、こうしたことについても広聴・広報活動を継続していくことが必要です。」と追加記述をさせていただきたいと思っております。

資料2の3ページに参ります。

次は、「公募方式のみに頼る受身の姿勢を見直し、適地を選定して、その中から地域に受け入れられそうな地点に対して積極的に誘致して貰えるように働きかけるべきである。」という御意見でございます。

この対応でございますが、「原案では、総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会が、国会をはじめとして、各所でなされたご意見のようなご指摘も踏まえて、2007年11月に国が前面に立った取組として、NUMOの公募による方法に加えて、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申し入れを追加することを含む取組の強化策を取りまとめ、現在は関係者がそれに従って取組を強化していると理解し、それを着実に実施することを求めています。なお、念のため、評価等においてこのことが自明であるように修正します。」としております。具体的には、報告書の19ページでございますが、この上の部分の②の「2007年11月に」以降のところ、その取組の具体的なものa)、b)、

c)、d)、e)を列挙させ、明記させていただく修文としております。また、「第4章 結論」の41ページの(2)の中段の部分でございますけれども、同様の趣旨で修正を行っております。

次は、「放射性廃棄物の教育に関する関係行政機関等に文部科学省が含まれていることを明示すべき。」という御意見でございます。

これについての対応でございますが、「ご指摘のように、関係行政機関に文科省が含まれることは自明であるところについては、あえて取り出して記載することを省いています。なお、ご意見を踏まえ、この教育に係る喫緊の課題が次世代への教育のみにあると誤解されることのないように、評価の記載を丁寧にします。」としています。具体的な修正は、報告書の19ページから20ページにかけてでございます。19ページの最後の行の⑤につきまして記述を詳細化させていただいております。「情報が正しく伝わるためには、情報の受け手が基礎的な知識を有していることが大切です。人類が生きていくためには、廃棄物の処分は必須の活動ですから、これに係る科学技術を含む知識は、これに関する決定に参加することになる国民の基礎知識の一部を構成するべきです。さらに、処分された放射性廃棄物や産業廃棄物には世代を超えて管理されるべきものがありますから、処分についての考え方等を将来の世代に正しく伝える観点から、次世代層への教育も適切になされることが重要です。関係行政機関等は、このことが喫緊の課題であることを深く認識して、放射性廃棄物の処理・処分に係る学校教育や市民の学習機会整備の在り方について協議するとともに、教育機関とも対話してそれぞれの役割分担を定め、その役割が着実に果たされるように力を尽くしていくことが必要です。」と修正させていただきたいと思っております。

次は、「対象箇所の経緯説明において、旧核燃料サイクル開発機構が1999年に取りまとめた『わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第2次取りまとめ—』についても言及すべきと考えます。」との御意見でございます。

これについての対応でございますが、御意見を踏まえ、御指摘の箇所で「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研究開発第2次取りまとめ—」についても言及します。報告書の6ページの部分に、その事実関係について報告し、ここに追記をさせていただきたいと思っております。

次は5ページでございます。次の御意見は、「『関係行政機関等は放射性廃棄物に関する教育の在り方について引き続き検討し、教育機関に働きかけていくことが必要です。』とありますが、『関係行政機関等は、放射性廃棄物を含めた原子力の利用に関する教育の在り方

について引き続き検討し、学習指導要領等での取り扱いを充実させるとともに、教育機関に働きかけていくことが必要です。』とすべきと考えます。」でございます。

これについての対応でございますが、「『学習指導要領等での取り扱いを充実させる』かどうかにについては文部科学省の中央教育審議会にて審議されるべきことであり、原子力委員会として決定できません。なお、関連箇所の表現の適正化を図るための修正を行います。」としております。これは先ほど読み上げさせていただきました報告書の19ページの最後の行から20ページにかけての文の修正と同じ趣旨で報告書の「第4章 結論」の部分、40ページでございますが、ここについても修正させていただきたいと思っております。

次は6ページで、「広域自治体との対話では内容が不明確なので、原子力委員会との対話の相手が首長なのか、自治体職員なのか、自治体住民なのか明らかにして原子力委員会としての意思表示をした上で具体的な成果を目指すべき。」という御意見でございます。

この対応でございますが、「原子力委員会の基本的考え方に、原子力委員会は自らも、2008年の第13回定例会議において、『原子力委員長による地方自治体首長との意見交換の実施について』と題する資料第4号に示された提案を了承し、その後、委員長は広域自治体の首長との意見交換を進めている旨、記載をします。また、議論や評価の部分でもこのことを言及します。」としました。具体的には報告書の7ページのところで、「さらに」以下、今の対応の趣旨を踏まえた修文、記述の追加、それから報告書の9ページの④のところも議論に対応した形での追記、それから、報告書の20ページ、「(4) 評価」の⑦でございますけれども、ここについても同趣旨で修正させていただきたいと思っております。

次の御意見は、資料2の7ページでございます。「何を対象とした第三者レビューが必要と考えているのか、明示した上で、その必要性については賛否両論のあるところ、なお第三者レビューの仕組みを整備すべきという判断に立った理由を追記するべき。」という御意見でございました。

この対応でございますが、「原案では、ご指摘のような疑問の生じることがわかりましたので、関連する記述を整理し、過去の経緯を踏まえて第三者レビューの必要性の根拠を示し、委員会活動の在り方に対する提言を述べるように表現を適正化します。」としました。具体的な修正は報告書の19ページの③でございます。前段2カ所ほど表現を少し修正させていただいております。その後段の部分「そのさい」以降ですが、『公正な第三者によるレビューの仕組みを考えておく必要がある。』としたレビューもこの小委員会が行うことになっていることから、原子力委員会は、このレビューの仕組みが整っていることが高レベル放射性

廃棄物処分の取組に対する国民からの信頼を得る観点から重要であることにかんがみ、この小委員会の活動をこの観点からも注視していくとともに、必要に応じて、このレビューの仕組みの在り方に関しても検討していくことが必要です。」という記述を追加させていただいております。

同じ趣旨で「第4章 結論」の部分でございますが、報告書の42ページの⑤でございます。これは以前の④のところの後段のところに書いてあった部分も含めてさらに詳細な記述として⑤を立てまして、記述させていただいております。ここの修文の中身も先ほど読み上げさせていただきました19ページの部分と同じでございますので、読み上げは省略させていただきます。

次の件は、資料2の8ページでございます。ここからは「第3章 3.1.1.2 高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発の推進」に関する御意見でございます。

最初の御意見は、「NUMOは立地広報のほかに、安全審査、処分場の設計、建設及び操業を担当する実施主体としてその責務を全うするため、自ら具体的対策を立て、必要あるものは他の機関に協力を要請すべきである。また、組織、陣容の見直しが必要。」でございます。

これについての対応でございますが、「ご意見は主としてNUMOの取組に対する具体的提案ですから、NUMOに伝えます。なお、原案における提言からご指摘の趣旨は当事者に読み取って頂けると考えますが、念のため、ご指摘にある関係組織との間で役割分担を協議し、関係強化を図るべきことについては、部会でなされた議論がより明確になるようにします。」としており、報告書の27ページの①、②、③とございますが、ここの部分について議論されたところについて明確にするような表現文に直させていただきました。若干、直しましたので、①から読み上げさせていただきます。

「①国、NUMO及びJAEAの研究開発等の最高責任者は、技術開発や研究開発の実施に当たっては、課題や方策の合理性を確保し、適任者のチームが使命感を持ってこれを実施することが肝心であることを常に想起してリーダーシップを発揮し、なお、その内容に関して国内外の有識者による評価を受けるなどして、いつも正しいことが正しい方法でなされるようにすべきであり、それが可能になるように管理や運営の在り方を見直し、絶えざる改善に努めていくことが必要です。特に、処分事業の実施主体としてのNUMOは、研究開発機関等において行われる関係研究開発の実施内容に反映されるべき技術的要求事項を明確に示すなどして、研究開発機関等との連携・協力においてリーダーシップを発揮できるよう、

技術開発の企画・推進・評価能力を一層充実して行くことが必要です。

②国、NUMO及び研究開発機関等は、研究開発や技術開発の推進に当たっては、それらの全体像を示した上での、技術的課題に対する取組の進捗状況や将来の見通し等について分かりやすく国民へ説明していくことが必要です。そこで、地層処分基盤研究開発調整会議においてこのことに関する共通目標と役割分担についても協議すること、及び、そのフォローアップ活動を行っていくことが必要です。

③高レベル放射性廃棄物の処分事業の推進にあたっては、処分の安全性についての説明に対する国民の信頼を確保していくことが最も重要です。このため、国及びNUMOは、国民との相互理解活動等を効果的に行う観点から、研究開発機関等の有する多様な施設をこの活動に活用することを含め、こうした機関との連携・協力を強化していくことが重要です。また、NUMOは、このことに資するため及び処分事業に係る知識管理活動の観点も踏まえて、研究開発機関等との連携の下にリーダーシップを発揮しつつ、2000年に研究開発機関によって公表された地層処分の技術的信頼性に関する報告書の作成時点以降の地質学、放射化学、地球科学、原子力工学等の科学技術の著しい進歩を踏まえ、安全な処分の実施に係る技術的信頼性に関する報告を、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関の評価を得て取りまとめ、これが常に最新の知見を踏まえているものであるように、定期的に改定していくようにすることが必要です。」。以上のような記述に変えさせていただきたいと思います。

また、同じ御意見を反映しまして、第4章の結論部分、41ページの①でございますが、先ほど修正したところを踏まえて、同様の趣旨で修正させていただきたいと思います。

次は、「日本原子力研究開発機構が進めている地下研究施設については、その意義及び目的を明確にし、NUMOとも緊密に連携して適時に成果が得られることが重要である。特に、模擬廃棄体による定置方法及び定置後の長期挙動の把握を要望する。」という御意見でございます。

これについては以下のような説明で対応したいと思います、「JAEAとNUMOとの緊密な連携に関しては、『(4)評価』において、NUMOは関係研究開発の実施内容に反映されるべき技術的要求事項を明確に示していくなど、研究開発機関等との連携・協力においてリーダーシップを発揮できるよう、主体性を持ってより一層の工夫を行っていくことが必要としています。

なお、模擬廃棄体による定置方法及び定置後の長期挙動の把握などの具体的な研究内容については、海外の地下研究施設における標準的取組でもあり、我が国においても地下研究施

設においてその実施が可能な環境が整備された段階において実施される試験の一つと考えられるところ、念のためご意見は関係者に伝えますが、政策評価部会が提言するべきものではないと考えます。」。

10ページ、次の御意見は、「JAEAの地層処分研究部門とNUMOとの統合について検討すべきである。」でございました。

これにつきましては、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する研究開発の進め方に関しては、ご指摘のようなご意見もありましたが、議論の結果、NUMOは研究開発機関等と連携・協力すること、研究開発の企画・成果の活用にリーダーシップを発揮していくべきことを指摘することが適切と判断されました。」という説明で対応させていただきます。

次は、「JAEA等の研究開発機関は『地層処分の安全性』に関する国民の疑問点に対して、積極的に、かつ分かりやすい説明をするべきである。また国はそのための予算配分をすべきである。」という御意見でございます。

この対応でございますが、「原案は『地層処分の安全性』を含む高レベル放射性廃棄物の処分の取組に関して国民の理解と認識を得る活動は、国及びNUMOが中心となって、研究開発機関と連携・協力して開発された知見や、研究施設を用いて実施していくべきとしています。一方、研究開発機関の使命については、処分の安全性に関する知見を生み出すこと、その一環として、安全規制活動に有用な知見を提供することであると認識した上で、活動の説明責任を果たす観点から、その成果について理解を求めて、国民と対話していく活動を強化すべきとしています。さらに、研究開発機関からNUMOへの技術移転の重要性に鑑み、その方法を工夫すべきことを指摘しています。本部会はこの役割分担を変えることについては慎重であるべきと考えています。なお、研究開発の取組に係る評価に関する記載を適正化するために、一部修正をします。」としています。ということで、報告書の27ページの「(4) 評価」の頭書きのところでございますが、「研究開発を効果的かつ効率的に推進する観点から」という部分であります。ここについて若干の記載の適正化をさせていただいております。

次の御意見でございます。資料2の11ページでございますが、「NUMOの人材のあり方について、現在の問題点を挙げ、具体的な取組を提言するべきである。また、JAEAは研究機関、NUMOは実施機関であり、必要とする人材も異なるはずであるのに、JAEAの人間を起用するというのは短絡的すぎる。」という御意見でございます。

対応でございますが、「報告書の人材育成活動に係る評価に関する記述を見直し、表現を

適正化します。」ということで、具体的には報告書の28ページの④の部分でございます。この修正でございます。読み上げさせていただきます、「NUMOが処分事業の実施主体として国民の信頼を得ていくためには、今後専門的能力を十分に発揮して処分施設の立地候補地選定の各過程に適切に対応していくことが求められることから、技術開発能力をはじめとするこれらの業務を企画・推進するために必要な能力ある人材を計画的に確保することに努めることが必要です。また、その取組の一つとして、研究開発機関からNUMOへの技術移転を進めることが必要になるので、国、NUMO及び研究開発機関等は、この技術移転の進め方や適切な仕組みについて具体的に検討し、適時に実施していくことが必要です。したがって、JAEAは、この分野の研究開発を推進するに当たっては、地層処分技術を適時にNUMOに移転できるよう、将来においてNUMOで活躍することも念頭においた長期的な人材交流・育成計画を併せ立案・推進していくことが必要です。一方、処分事業は長期に及ぶことから、NUMOは、これらを通じて組織内部に蓄積していく技術的能力を高い水準で伝承していくことが重要です。」。

また、同趣旨で、「第4章 結論」の42～43ページのところでございますが、43ページの上から3行目の「また」以下の部分で3カ所ほど記述を修正させていただきたいと思っております。

次の御意見、資料2の12ページでございます。御意見は、「六ヶ所で製造されたガラス固化体は、貯蔵時の安全確保の観点から要求された仕様に基づき製造されています。報告書の記載では、製造時の仕様が安全性を考慮せずに定められているように読めるので、誤解のないような表現として頂きたい。また、『他の分野の実践事例』について、具体例があれば記載して頂きたい。」、同様に「『ガラス固化体の品質について、製造者に対して発注する際の仕様は、安全確保の観点から要求される仕様とは一致しないのが、他の様々な分野における実践事例に照らしても一般的なことですが、このことについては必ずしも周知されていません。』について、何を言おうとしているのかが分かりにくいと感ずます。」、それから、「『ガラス固化体の品質に関し、製造者への発注仕様と安全確保上の要求仕様とは異なること等について、国民に分かりやすく説明するべきです。』で何を言おうとしているのかが分かりにくいと感ずます。」及び「『ガラス固化体の、中略、要求される仕様とは一致しない』ことは、社会に必ずしも周知されていないのであれば、『一般的』という表現を使うとぞんざいな印象を与えうるので適切表現に修正したほうがよい。」という四つの御意見でございます。

これらにつきましては、「ご意見を踏まえて、舌足らずな記載の部分を加筆修正します。」という対応をさせていただきます。ここの部分でございますが、以前の版では3.1.1.2の地層処分の研究開発の節に書かれていたところでございますけれども、その研究開発のところに記述するというのは若干座りもよろしくないというような御意見もありましたので、3.1.1.1のほうに移動をさせていただきたいと思っております。その上で、具体的な報告書の記述については、18ページの「(3)－7 その他」ということで、ここに記述をさせていただいております。ここは詳細な記述にさせていただいたので読み上げさせていただきます。

「①ガラス固化体の品質に関しては、海外からの返還固化体貯蔵施設や再処理工場に対する安全規制において、それらの安全性を確保する観点からすでに要求が定まっている。一方、高レベル放射性廃棄物の処分活動の安全規制の観点からの品質要求は、廃棄体とバリア等を組合せた処分施設全体の安全性の評価に基づいて確認される過程で定まるものであるから、システムの全体の安全特性について審査が行われていない段階では、このシステムの構成要素の一つである廃棄体の品質だけを先行して定めることは合理的ではない。

②上記について理解できないわけではないが、六ヶ所再処理工場でのガラス固化体の製造も始まるので、事業者においては、そうした仕様の間の関係についてきちんと整理しておいた方がよいのではないか。

③一般にシステム構成要素の品質仕様は、システム安全の観点以外に、操作性の観点や関連する将来における不確実性を考慮して決定されるから、事業者はシステム安全の観点のみから定まる品質要求よりも厳しいところに定めているはずである。そして、処分施設の安全規制においては、多重防護の考え方を採用することを念頭におくとしても、処分されるガラス固化体そのものの仕様を、原子炉の燃料のごとく一本、一本について具体的に規定すべきか、処分坑道に定置される廃棄体の平均的性状を規定すればよいのか、いろいろな考え方があるが、いずれの考え方が選択されるかによって、ガラス固化体に対する性能要求の在り方は異なってくる。

④「上記ということだとしても、処分施設に関する安全審査の考え方の基本的事項についての議論は始められるべきではないか。処分事業の実施主体であるNUMOや高レベル放射性廃棄物の製造者である日本原燃（株）などが、例えば安全規制機関との間で安全審査の基本的考え方や技術的要求の在り方に関して定期的に情報交換を行うことが必要ではないか。欧米では当然のごとく、取組の初期の段階から関係者が意見交換をしている。」という記述

とさせていただきたいと思います。

同様の意見を反映しまして、報告書の21ページの⑩について、また、「第4章 結論」の部分、43ページの(3)のところの最後の部分でございますけれども、これらについての若干の記述の適正化及び修文をさせていただきたいと思います。

次は、「②で記述されているJAEAの活動は、『3.1.1.2 高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発の推進』ではなく、むしろ『3.1.1.1 全国の地域社会の様々なセクター、地域住民及び電力消費者の理解と協力を得るための取組の強化』で取り上げるべき内容と考えます。」という御意見でございます。

これについては以下の説明で対応させていただきたいと思いますが、「部会は、原子力委員会が研究開発機関に学習機会の提供を求めている趣旨は、処分の安全性に係る研究開発を行っていることを踏まえて、その取組の説明責任を果たす観点から、その成果に関して国民が学習できる機会の充実を呼びかけたものと理解して、この整理を妥当としています。しかし、そのことは、そうした活動が結果としてご指摘の結果をもたらすことに貢献することを期待していないということではないことは言うまでもありません。」。

次の御意見は14ページで、「国、NUMO、JAEAの連携について現状の評価を示してはどうか。」です。

これについての対応は、「部会は、3.1.1.2(3)にある議論に示されるように、ご指摘の連携協力を重要視しています。その結果、(4)の評価にはこの議論に示されたこの連携活動に対する委員の評価、課題の指摘が反映されています。」ということでございます。

それでは、次の15ページでございますが、ここからは「第3章 3.2.2 研究施設等廃棄物、長半減期低発熱放射性廃棄物及びウラン廃棄物の処分の実施に向けた取組」に関する御意見でございます。

最初の御意見でございますが、「原子力政策大綱で示されているものと、直接的には政策大綱と異なる原子力委員会の意見として示されたものであることを明確に示すべきと考えます。」です。

これについては、「ご意見を踏まえ、表現の適正化の観点から、以下のとおり修正をします。」。具体的には報告書の32ページでございますが、ここで、原子力政策大綱で示されているもの、あるいはその後の原子力委員会の見解で示したものがしっかり分かるように明記をするという修正をさせていただきます。

これに伴いまして、付録4に平成20年2月5日の原子力委員会見解を付録として追加を

させていただきます。

次は、「主な用語解説で、管理処分の定義は『比較的短い時間経過と共に放射性核種が減衰する』と定義されている。管理処分を行う放射性廃棄物の対象が、セクション3.2.2のタイトルに示された廃棄物では大変な矛盾である。」という御意見でございます。

これに対しては、「原子力政策大綱では、放射性廃棄物を地層処分を行うものとそうでないものに二分して、後者を管理処分を行う廃棄物と呼んでいます。」との説明をさせていただきます。

次の御意見、16ページでございますが、「研究機関がR I・研究所等廃棄物の処分費用を積み立てるために、本来業務である研究活動にかかる費用を圧迫しているという意見を時折聞くが、原子力委員会としては費用積み立ての仕組みに関してはこの観点からも問題はないとの評価であるという理解でよいか。」です。

これについては、「委員会は、政策評価部会において、こうして処分費用の積み立てが開始されることによって、将来において実際に処分を行う段になったあかつきに、研究開発機関でありながら、事実上研究開発活動を実施することができなくなる事態が避けられることになったこと、しかし、同時に、概算要求には各種のシーリングがあり、このことが各年の研究開発活動の規模に影響を与える可能性は否定できませんから、関係者において、それぞれの研究開発活動をいま実施することの重要性を精査し、それを十分説得力ある形で説明していくことにいままでにも増して力を入れていくことが重要になったと認識すべきと説明しました。」とさせていただきます。

次の17ページからでございますが、ここからは「第3章 3.2.3 放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分のための更なる対応策の検討」に関する御意見でございます。

最初に、「放射性廃棄物を性状に応じ一元的な処理・処分が可能となるように諸制度を整備することは重要なので、R I・研究所等廃棄物以外にウラン廃棄物についても追記すべき。」との御意見でございます。

これについての対応でございますが、「研究所等が発生する廃棄物にはウラン廃棄物も含まれることは、3.2.2から明らかです。なお、報告書（案）作成後、ウラン廃棄物についても基準等の整備が進められているところ、念のため、これに対しても本節の観点から適切な対応が行われるべきと考えていることが読めるようにした方がよいと考えられたので、そのようにこの節の文章を修正します。」としています。

具体的には、報告書の36ページの下の「(4) 評価」の部分でございます。ここを読み

上げさせていただきます、「国は、原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、特に新しく検討対象とした廃棄物の処分に関しては、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分の実現に向けた取組を行ってきていると評価します。原子力委員会は、現在、国において関係法令の整備が進められているウラン廃棄物やR I・研究所等廃棄物の処分についても、これらの規制が放射性廃棄物の性状に応じて一元的に行われるよう、関係者に絶えず注意を喚起していく必要があります。また、新たに発生する放射性廃棄物の処理・処分の取組に、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分を行う観点から合理的な限りにおいて、既存施設を活用することを可能にするよう、許認可活動や検査活動に関して関係規制法令の柔軟な運用を働きかけていくことが重要です。」。

次の御意見は、「『特に、現在、関係法令の整備が進められているR I・研究所等廃棄物の処分については、規制における最後の処分の部分が、放射性廃棄物の性状に応じた一元的、合理的なものとなるよう』を、『特に、現在、関係法令の整備が進められているR I・研究所等廃棄物については、その処理・処分が放射性廃棄物の性状に応じた一元的、合理的なものとなるよう』と変更すべきと考えます。」でございます。

これについてでございますが、「現在法令の整備が進められているのは処分に関するものですので、変更は不適切です。なお、処理に関して追加された議論を踏まえた評価を付け加えます。」ということで、報告書の修正については、先ほど読み上げさせていただいたような修正で対応いたします。また、報告書第4章の43ページの最後の2行(6)から44ページの頭の2行でございますが、ここの修正をさせていただきたいと思っております。

次の御意見でございますが、「『「放射性廃棄物を発生源別に整理することは、…(中略)費用合理性もあり、实际的。』とされているが、費用合理性があるとするのであればその評価内容を示すべきではないでしょうか。また、本文が規制制度に係る進め方について述べており、費用合理性を評価していないのであれば、『費用合理性』は削除すべきと考えます。」でございます。それから、(3)の③の「『特に、現在関係法令の…(中略)…規制における最後の処分の部分が、』と、(4)の『特に、R I・研究所等廃棄物の処分については…(中略)…可能となるように配慮することが重要です。』の部分削除すべきと考えます。」でございます。

これについては「ご意見を踏まえ、議論の論点を明確化するように記述を充実します。」という対応をさせていただきました。具体的な記述の修正は報告書の36ページの②～④に大きな修正をさせていただきますので読み上げさせていただきます。

「②管理処分を行う放射性廃棄物については、これまで発生源別に整理・検討してきており、それらの処理については、異なる法律により規制されている。すなわち、既存の廃棄物の処理や保管廃棄に係る施設は、個別規則に基づく施設であり、発生源によらない合理的な処理を計画した場合、その施設は複数の規制を受ける施設とするか、管理事業の新たな規則に準じた施設とする必要があるのではないか。だから、前者を選べば、各規則に基づく定期検査を別々に受検する必要性が出てくるし、既存施設を多重規制施設としようとした場合、新たに設工認や施設検査を受検する必要があるのではないか。しかも、既存施設に対するそのような認可・検査体系がないため、事実上不可能ではないか。他方、後者を選ぶと、処理後の廃棄体等を既存の貯蔵施設等へ戻すことができないため、新規の貯蔵施設が必要になるなど施設の合理的使用が不可能になるのではないか。

③放射性廃棄物の処理・処分については、現実には、必要性の高い発生源のものから順に行政の取組が実施される。その場合、同一カテゴリーに属すると考えられるがその処理・処分の様態が確定しない廃棄物があるときに、一元的取り扱いの重要性を理由に先行して処理処分しなければならない廃棄物に対する行政の取組が遅れることがあってはならない。だから、事後において、上の二つの選択が合理的に実行できるようにすることは大切。

④原子力委員会は、その取組に廃棄物の性状の観点から見た横断的整合性が失われることは効果的で効率的な処理・処分が行われなくなる可能性が増大して国民の視点から見てわかり難く、望ましくないので、この観点からの一元的取組が重要であるとしているのであろう。しかし、それを理由に行政の取組が遅れてもよいとは考えられないので、今後とも、行政には必要性に応じた迅速な取組を求める。他方、その取組に当たっては、横断的整合性の確保が国の期待に応えるところを踏まえて、提起されたような取組が可能になるように、実行可能な限り最大限の法律の運用面の工夫を行うことを関係者に求めていくべき。」、以上です。

次の御意見、19ページございますが、「『努力している』という評価は不要。結果が出ているか否かという観点から評価を記載し直すべき。また、最終行『配慮する』とは、特に何に配慮することを提言しているのか、具体例を示すべきではないか。」。

これに対し、「ご意見を踏まえて表現の適正化を図ります。」とさせていただきます。具体的には、報告書の36ページから37ページにかけての「評価」の部分でございます。「国は原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、特に新しく検討対象とした廃棄物の処分に関しては、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分の実現に向けて取組を行ってきていると評価します。原子力委員会は、現在、国において関係法令の整備が進められているウラ

ン廃棄物やR I・研究所等廃棄物の処分についても、これの規制が放射性廃棄物の性状に応じて一元的に行われるよう、関係者に絶えず注意を喚起していく必要があります。また、新たに発生する放射性廃棄物の処理・処分の取組に、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分を行う観点から合理的な限りにおいて、既存施設を活用することを可能にするよう、許認可活動や検査活動に関して関係規制法令の柔軟な運用を働きかけていくことが重要です。」と修正させていただきます。

次、資料2の20ページですが、ここからは「第4章 結論」に関する御意見でございます。

最初は、「さらに国が前面に立って、研究開発や安全性PRに留まらない、より積極的な取組を行うべきではないか。」という御意見でございます。

「この提言は、廃棄物小委における検討結果を踏まえた、関心を有する地域での住民説明会等の実施、文献調査段階の交付金の大幅拡充、地域振興・産業振興の支援等に資する補助金、都道府県向けの交付金の支援措置の整備、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申し入れの追加など、国が前面に立った取組が実施されることを念頭に、施設立地の基本的考え方について国民との相互理解を深めていくべきとしているものです。したがって、ご意見はすでに考慮されていると判断しますが、念のため前段の文章を修正して、そのことがわかりやすくなるようにします。」と対応させていただきます。報告書の41ページの中段のところでございますが、ここは別の御意見のところでも御紹介したところですが、具体的な取組を明記して、わかりやすく記述をさせていただきました。

次の御意見でございますが、「第4章に記載された重要な部分にもかかわらず、『なお、原子力委員会は、…再検討する是非を議論すべきです。』の表現は何をしようとするのか意味が分からないので、内容を明確に。例えば、『…処分主体や処分地公募方式などについて再検討する是非を議論すべきです』に変更すべきです。」。

これについては、「部会は、ご意見と異なり、現段階では検討課題をA、B等と限定的に見るように記載しないほうがよいという立場をとっています。」という説明とさせていただきます。

21ページ、次の御意見は、「事業が進展しない原因を、事業者等の取組不足の面と制度面双方から検討すべき。後者の面に問題があることが明確であれば、2、3年も現状の制度のまま取組を継続すべきではない。」でございます。

これについての対応として、「部会は、そのようなご意見の開陳を受けつつ議論を重ね、

一方では国民との相互理解が断然不足していること、他方で資源エネルギー庁の取組として、これまでのNUMOによる公募に加え、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申し入れが追加されているという現実を踏まえれば、いまは、関係者が政策目標の実現に向けて様々な取組に知恵を出し、改善・改良を図りつつ、全力で取組むべきであると結論しました。」と説明させていただいております。

次の御意見は、「提言先はNUMOではなく。電気事業者等である。」でございます。

これについての対応は「NUMOの事業を推進するための人材の確保は、電気事業者をその人材の探索先として選ぶかどうかの決定を含めて、NUMOの責任であり、したがって、このことはNUMOに対して提言すべきことです。」でございます。

次の御意見は、「NUMOの評議員会の役割を曲解している。」でございます。

これについての対応は、「NUMOの定款にはご指摘の設置条文の2項に、『評議員会は、本機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。』とあります。『理事長の諮問に応じて』との限定もありません。役員選出権限を有する法人の内部監督機関ですから、業務の運営状況に関する評価意見を述べるべきは当然あって然るべきです。」との説明とさせていただいております。

22ページ、次の御意見は、「最終処分事業への取組姿勢が疑われる。」でございます。

これについての対応は、「2年から3年の間に昨年廃棄物小委が提言した取組を推進して文献調査を開始できなければ、閣議決定された最終処分計画を見直さなければならなくなる可能性があります。部会としては、このことを踏まえ、この取組が一層効果的であるものにするべく関係者の取組の在りかたを含めて評価作業を行いました。」との説明とさせていただきます。

次の御意見は、「現状の結果の分析がない。」でございます。

これについては、「部会は、3.1.1.1(4)等にあるような高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組の現状の結果の分析を踏まえて、「第4章 結論」にある取組の強化策の提言をまとめました。」との説明でございます。

次の御意見は、「広報不足との認識あやまり。」でございます。

これについての説明は、「部会は、事業の必要性、安全性等に関する広聴・広報活動が、社会に意思決定をお願いする必要条件と考えています。その上で、3.1.1.1(4)等にありますように、産業廃棄物処分場立地に係る経験等の調査から、利益の衡平を確保する等他の要件もあることに関して意見交換を行うことが重要であるところ、その相互理解が得られ

ていないとの判断をもちました。廃棄物小委がまとめた取組の強化策に、広報の強化に加え、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申し入れの追加や広域的な地域振興構想の提示などの取組が盛り込まれていることを評価したのはこの所以です。」でございます。

次の御意見は、「放射性廃棄物施設の姿を変えることが必要。」でございます。

これについては、「部会においては、利益の衡平の観点から、ご指摘のような取組を地域社会が意図するなら実現できることを明らかにすることが重要と考え、(3) - 3③においてそのことを指摘しています。」と説明させていただきたいと思います。

23ページに参りまして次の御意見ですが、「各原子力施設に中間貯蔵機能を持たせる、あるいは、集約的な施設が必要。」でございます。

これについては、「部会は、今後発生する使用済み燃料のうち、少なからぬ割合のものが、当面の間、発電所及び発電所外の施設に貯蔵されますが、残りは六ヶ所再処理工場で再処理され、その結果発生する高レベル放射性廃棄物のガラス固化体は、海外よりの返還分も含めて青森県六ヶ所村にあるガラス固化体貯蔵施設において30年から50年冷却・貯蔵することを前提にして、これの処分にむけての取組に関する基本的考え方の妥当性を評価しました。」と説明させていただきたいと思います。

次の御意見は、「必要な土地の大きさがイメージできるような広報活動が必要。」でございます。

これについては、「念のため、ご指摘はNUMOに伝えますが、そのような情報も広聴・広報活動において伝えられていると認識します。」という説明とさせていただきます。

次の御意見は、「国の役割として、国有地の利用を検討したらいかがでしょうか。」でございます。

これに対しては、「国有地の利用については、国会においても提起され、1つのアイデアとして考えられます。しかし、国有地に立地するに際しても、周辺の住民や当該国有地のある自治体の同意を得る必要があります。」という説明をさせていただきます。

24ページから、報告書(案)全体に関する御意見でございます。

一つ目の御意見でございますが、「原子力委員会政策評価部会は文字どおり『政策を評価』するもので、取組状況を評価する会議体ではないにも関わらず、NUMO等の取組状況を評価することは越権行為である。」でございます。

これについては、「原子力委員会はその決定、『政策評価部会の設置について』において、政策評価部会の検討内容として、「①原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を

評価する。」、「②その他、原子力委員会が指示する事項について調査審議を行う。」と
しています。この活動、すなわち委員会決定の妥当性を評価とは、これを基本的方針として行
われる関係各省の取組の状況をヒアリングし、評価し、その趣旨を踏まえた取組が実現され
るように、あるいは決定そのものを見直すように提言することであり、このため、これまで
も分野ごとに関係者に取組の状況の説明、事実関係の把握や今後の方向性に係る意見交換を
行ってきています。なお、第4章の冒頭の文章中の表現に対していただいた意味不明とのご
指摘については、これを含む文章を適正化する観点から修正します。」と説明及び表現の適
正化をさせていただきたいと思っております。具体的には、報告書の40ページの「第4章 結
論」の冒頭部分でございますが、「本部会は、第3章に取りまとめられた評価を踏まえて、
原子力政策大綱が、それまでに原子力委員会が示してきた取組の基本的考え方の達成状況の
認識の上を示した放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方は引き続き尊重さ
れるべきですが、その目指すところが実現されるためには、関係行政機関等が、今後、以下
に示す提言を踏まえて、関連する取組の改善を図りつつ着実に推進していくことが必要であ
ると評価をします。」と修正させていただきました。

次の御意見は、「原子力委員会政策評価部会の報告書として、『原子力立国国計画』と異
なる結論を提示することは許されない。」でございます。

これについては「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の第二条（所掌事務）は、原
子力委員会は我が国における原子力利用等に関する政策を企画し、審議し、及び決定するこ
ととされています。もとより部会報告は委員会に対して提出されるものであり、その記載事
項に関して、委員会が特段の定めをしない限り、部会が自らの責任で定めることができ
ることは自明です。また、委員会としても、各省から孤立するべきではありませんが、各省から
独立して所掌事務を行うべきは自明です。」と説明させていただいております。

25ページ、次の御意見は、「実施主体であるNUMOが2002年に設立されてから、
既に、5年以上経つにもかかわらず、なんらの成果も上がっていないことに対して徹底的に
原因を究明し、具体的改善対策を明示すべきである。」でございます。

これについては、「この報告書は、NUMOを設立して数年が経過した2005年に取組
の進展を評価して示した取組の基本方針の目指すところが実現していないことを踏まえて、
原子力施設立地に携わってこられた電気事業者等も構成員となっている廃棄物小委が今後の
取組の在りかたについて行った提言、本部会において、このことに関して電気事業者より提
示された自らの経験を踏まえた今後の取組の在りかたについてのお考え、実施主体であるN

UMO及び関係行政機関等がそうした提言を踏まえて今後企画・推進するとした活動や委員会の定めた政策目標の実現に向けての他者に対する期待や要請等について意見交換を行い、目標実現に向けての取組の現状認識と取組に係る提言を取りまとめています。」と説明させていただきたいと思っております。

次の御意見は、「政策評価部会の評価能力を超える事案を無理矢理評価し、このような無駄な報告書を作成すべきではない。」でございます。

これについては、「部会は、ご意見で当該施設の立地に係る当事者とされ、部会としてもそのように判断している電気事業者、NUMO、経済産業省、原子力施設立地自治体を含む関連組織と意見交換しつつ、原子力政策大綱に示された放射性廃棄物の処理・処分に関する当面の取組の基本的方針の妥当性を評価し、原案を作成しました。そこでは、その基本的方針の目指すところを達成するために、日本における原子力の意義、その在りかたについて国民が学習できる機会の整備を含む資源を投入することが効果的と考える基本的事項を指摘していますが、処分場建設地点の確定に至る当事者の具体的な交渉や業務を指図するものではないことは言うまでもありません。」という説明とさせていただきます。

最後の御意見となりますが、「『発生者』及びその『責任』の定義は、将来我国が海外の再処理を受託する可能性を考慮し、国内発生者と国外発生者とを区別すべきでは。発生者及び責任の定義は、広義では同じだが狭義に解釈すれば異なると考える。」でございます。

これに対する対応でございますが、「ご意見は今後の原子力政策の検討において参考にさせていただきますが、いまの時点で、報告書に反映すべきものとは考えません。」という説明とさせていただきます。

以上、長くなりましたが、頂いた御意見に対する対応についての説明とさせていただきます。

御意見の反映ではございませんが、前回からの変更箇所で大きなところですが、報告書の44ページ最後の(8)でございます。以前の報告書(案)では、研究開発全般についての重要性の記述がなかったのですが、やはり項目として載せるべきと考えまして、ここに(8)というものを立てております。ここでは、「放射性廃棄物の処理・処分に関しては、効果的かつ効率的に3Rを追求する観点から引き続き研究開発が推進されるべきです。この活動は発生者により推進されるのが基本ですが、基礎・基盤的な知見・技術や透明性が求められる安全規制に係る知見の充実のための研究開発は国も分担するべきですから、事業者は技術開発ロードマップを共有し、役割分担を明確にして、その実現を図るべきです。」と記

述させていただきました。

資料の3で、以前に行った原子力委員会政策評価部会「原子力平和利用の担保に係る施策の評価」の「ご意見を聴く会」で頂いた御意見とその対応を示してございます。このような案で、資料として今回公表させていただきたいと思えます。

大変長くにわたりましたけれども、事務局からの説明は以上です。

(近藤部会長) どうもありがとうございました。それでは、主としては資料第4の評価(案)をもってこの評価部会の報告とすることを念頭に御議論をいただければと思えます。

が、そのまえに、ひとつ、念のため申し上げたいことがあります。それは、御意見とそれに対する対応について記載した資料ですが、ここに書いてある御意見だけからすると、そんなことを書く必要はないのではないかと思われることが書かれていると思われるかもしれませんが、ここに記載の御意見は、御意見を出された方のご意見の要約であり、対応のほうには、しかし、そこに書いてあるいろいろなことについて、それぞれに説明を述べていますので、厚みのあるものになっているということを御理解いただければと思えます。

それでは、御意見、御質疑を頂ければと思えます。

はい、岸野さん。

(岸野委員) パブリックコメントを7月4日から8月3日まで取ったということですが、そのパブコメの取り方と、その46件の御意見を頂いたということに対する評価をどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいです。部会長は多いような少ないようなということを仰っていましたが、集まった御意見をどういうふうに評価されているのかを伺いたいのです。まず、やり方についてはいかがでしょう。

(近藤部会長) パブコメの結果についてコメントするのはなかなか難しいのでけれども、以前の評価ではたしか18件ということがありまして、少ないとか、努力が足りないとか、いや、努力するべきものなのとか、いろいろ議論をしたことがございます。その結果を踏まえてというべきか、今回は、関係者、関係の団体等、原子力学会とか、御意見を頂けそうなところにパブコメを実施しているとお伝えするとともに、原子力委員会のメールマガジンにもその旨掲載しました。関係者の方に周知していただくようお願いはいたしました。その結果がこの数だということで、私は、なんとなくは、100件ぐらいあったほうがいいかなといつも思っているのですけれども、そこまで達しなかったのですから、少ないという評価なのかなと思えます。

ただ、今回頂きました御意見は、いわゆる教条主義的なご意見はなくて、資料を読み込ん

でのご意見が大部分と評価しています。この対応案の資料を読んでいただいて、そうお感じになっていただけたかどうか分かりませんが、私どもとしましては、そういう気持ちで真剣に読み込んで対応いたしました。こうしたことから、私どもの今回のパブコメに対する評価を読み取っていただけるのかなと思っています。

(岸野委員) 本当のパブリックといいますか、関係者には、特に重点的に見ていただくようにして、いわゆる国民全般にといいますか、広く意見を収集するというのはやっていらっしゃらないわけじゃないんですね。もちろん、内閣府から発信はされているわけですね。

(近藤部会長) そういうことです。私どものメールマガジンでもお知らせしています。これは2,000通ぐらいを二週に一回発信しています。1億2,000万人の国民にどうやって声をかけようかという議論をして、これでよいとしたわけではないのですが、この霞ヶ関からはパブコメに付される文書がほとんど毎日のように新しく生まれているところ、それらと格段に異なることをしているわけではないのですが、それなりの努力はしたということかと思えます。集まった数からすれば、少ない方とは思っていませんが、もっと広く声をかければ、違った結果になるのではといわれれば、そうかもと思うところはありますが、他方、この話題についてはこれくらいかなという気持ちもかなりあります。

ただ、反省としては、私ども「ご意見を聴く会」をやりましたが、このタイミングの問題があります。我々は報告書(案)を作るために御意見を聞くということのほうがいいかと思って、先行して「ご意見を聴く会」を開催しました。一方で、ドラフトができたところでこそ会を開くべきという意見、さらに、前後2回やるべきという御意見もあります。これは、今後、考えていきたいと思っております。

(岸野委員) 部会長も仰っているように、こういう長い報告書を最後まで読み込むのは非常に難しいこともあるので、やはりドラフトを作り、広く分かりやすく国民の皆様にも、こういうふうな報告書を作るので御意見を頂きたいというふうにやっていく、そういう姿勢があったかどうか大事かと思えます。

(近藤部会長) 分かりました。ありがとうございました。

井川委員。

(井川委員) たくさん言いたいことがあります。これはこの対応でいいのかと思うところがあります。立地のときに、これは反対派の人もお読みになることを考えると、この書きぶりはいかがなものかと。細部に何か矛盾することとか間違いもありますし、そこも含めてざっと申し上げたいと思うのです。

まず第1点は、1ページ目にある御意見6-2に対する対応・説明です。6～7行目ですが、**「放射性廃棄物の処分に係る知識どころか原子力発電に係る知識に接する機会が極めて不足しているとの共通認識」**云々というのは、馬鹿にしたような表現であり、いかなものかという気がします。国民の方々あるいは自治体の方々は、原子力発電について各々の独自のお考えを持っていて、国の政策をどこまで御理解いただいているのか、あるいは、政策に対してどれくらい触れる機会があるのかという観点から書かれるのであれば結構かと思えます。しかし、知識と書くと、**「お前ら馬鹿だ」**と書いているのに近い受け取られ方をするので、工夫を要するのではないかと思います。

それから、原子力委員会が自治体との原子力政策に関する意見交換等について**「関係機関に改善を求めるとともに」**という文言の中の**「関係機関」**の意味が分かりません。これは原子力委員会が独自にやればよいことではないでしょうか。

それから、これは行政の無駄との関係ですけれども、原子力委員会の決定、見解等を全国広域自治体に送付するなどしているところなのですが、これは自治体に送っても、多分、たんの肥やしどころか机の下にしまい込まれて無くなるのが概ね正しい見方で、これは、本来図書館だとかそういったところにむしろピンポイントで送るべきであって、ここら辺は原子力委員会としてももう少し適切に対応されるべきではないでしょうか。

2ページ目。回収可能性の話です。たくさんあるのですが、この**「固化体を回収できることが要請されています」**と受け身にあってされているのは何故でしょうか、だれが要請しているのかというのも正確に書くべきではないでしょうか。

それから、**「また」**以降の工学技術の問題としては、**「処分場を閉鎖したからといって回収不可能というべき理由はないとされています。」**とあります。ここは、多分、委員長と私の工学技術に関する見解の相違になってしまうと思います。私は、工学技術というのは、コスト、手間も入るべきものだと考えており、その観点から、これは工学的、技術的に本当にできるのかということは議論のあるところではないかと思えます。これは処分場を閉鎖した後のこと云々まで入れておくのはいかなものかと思い、この**「また」**以降は要らないのではないかという気がします。

8ページ目、一番下から2行目、**「科学技術の著しい進歩を踏まえ、安全な処分の実施に係る技術的信頼性に関する報告」**とありますけれども、この地層処分に関して8年間で著しい進歩があったのですかと逆に聞きたいぐらいです。

その次のページ、9ページに**「結論」**部分で、①の後に**「処分の安全性についての説明に**

対する国民の信頼を確保することが最も重要です。」と書いた後に、その下の5行目のところに「安全な処分の実現可能性に関する技術報告」云々とあります。これを、地域の方が御覧になったら、安全とっている一方で実現可能性の話をしているので、これは何を書いているのだろうという気になると思います。

それから、10ページ目について言えば、一番上のNo.7に対する御意見とNo.8に対する御意見の対応がありますが、No.8に対する御意見の対応部分が、どう考えてもNo.7に対する回答に見えるということです。その統合について云々ですが、各機関の分担がここに書いてあるというのは、どう取ったらいいのかよく分からないということがあります。

それから、その10ページ目の評価の④「NUMO及びJAEAを中心とした研究開発機関」と書いてありますが、NUMOが研究開発機関に見えるので、むしろ「JAEAを中心とした研究機関及びNUMO」とひっくり返したほうがいいかなという気がします。

それから、12ページ、13ページですけれども、ガラス固化体の発注仕様というのがありますが、これはNUMOが日本原燃に仕様を定めて発注したという事実があるんですかと逆にお伺いしたいと思います。

それから、これは全く個人的意見です。21ページの「NUMOの評議会の役割を曲解している。」という御意見があるようですけれども、この対応については何かかみ合っていないような気がします。質問の原文を見ても、評議会を何とかしろって書いてあると思われま。これは確かに御意見のとおりで、評議会を含めてそのNUMOの組織をしっかりとするというのはいいのですが、確かに評議会を強化しろというのは、何かちょっとおかしいような気もします。

それから、24ページの原子力立国国計画と異なる結論を提示することは許されないという御意見に対して、対応がかみ合っていないように思われます。これを地元の方が見ると、この報告書は原子力立国計画と違う結論を出しているということを前提として答えていると思ってしまうのではないのでしょうか。これは、別に異なる結論を出しているわけではないということを明記しないと、これを見た人は、政府内でてんでんばらばらにやっているというふうに取りかねません。この回答はよくないという気がします。

それから、最後に25ページ目のこんな評価は無駄だという御意見に対する回答ですけれども、これはそもそもナンバーが6-6じゃなくて6-7です。また、この中で仰っていることに対する回答になっていない気がします。相当長文にわたる御意見のようですが、これは固有名詞で御意見を言っているのかどうか、よく分からないですけれども、こういう方の

御意見はもう少し正確に対応を書かれたほうがいいのではないのでしょうか。つまり、政府としては大所高所の政策に基づいて実施していることであって、それは原子力委員会がきちっと評価し、その進捗をきちんと見守り、なおかつ現場レベルまで含めて必要な施策というものは十分打たれているのかということの評価したと明確に回答していなくて、この部分は全面的な再検討を要するのではないかというふうに考えます。

いっぱい意見を申し上げてすみません。以上です。

(近藤部会長) はい、ありがとうございます。お話、理解したつもりであり、お考えを踏まえてもう一度考えてみたいとは思いますが、とりあえず釈明させて頂くと、最後の点については、このご意見、こういう問題は当事者にやらせればいいことなので、しろうとが余計なことと言うなど、立地活動というものは、本来、公募という方式でうまくいくはずがなくて、従来、当事者同士で様々な手練手管を使ってやってきたものであり、そういう人に任せておけばいいのであって、政策評価部会で余計なことを言うなどしながら、最後に、これは政策評価部会でやっていることを非難するわけではなくて、老婆心からいったことだと言っています。ですから、この最後の点を本心と理解してご意見ありがとうございますと書いておしまいにするべきなのかと思ったのですが、この席においては、御意見が当事者として指名している幾つかの方、例えば、電気事業者、NUMO、経済産業省及び原子力施設立地自治体を含む関連組織の方の御意見も聞きつつ評価をまとめたのですから、全く当事者と離れたところで議論しているわけではありませんよとはいっておきたいと考え、ご指摘の関係者の御意見を踏まえつつまとめたものとまずは回答し、しかし、当然のことながら、政策評価部会は細い現場のことについて何も知らないくせに何を言っているんだという点については、ここでは取組の基本的考え方について提言しているのであって、当事者の交渉や業務のあり方を具体的に指図するものではありませんと書いてみたわけです。そこのところは、受け取った意見に対して真っ直ぐに答えを返したほうが良いと考えたからです。

ただ、この資料だけをごらんになる方からすると、そこまでかさに掛かって反論するものかなというご意見もあると思う、そのことについては、最初にお断りしたところですが、ご意見お聞きして、やっぱりそう受け取られるかもしれないという思いがしてきましたので、今一度考えてみます。

それから、立国計画のところも全く同じことでして、結構挑発的なご意見なので、立国計画はもともと政策大綱の議論を踏まえて、その基本的考え方を実施するための具体の計画を取りまとめたものでもあることを踏まえて、建前論で返しているのですが、事務局が計画の

審議に参加していて、コミュニケーションをとりながら取りまとめられたものということを書いて、さりげなく受け流すのが大人の対応かもしれないと思います。

それから、NUMOの評議員会に関するところにつきましては、ご意見が「定款にないことを評議員会に要求している。」というストレートなものですから、そこは定款を見れば、それが評議員会の役割として明らかにあることですので、そのことはしっかりやっていくべきだと回答しています。ついでながら、カナダには、NUMOじゃなくてNWMOという名前ですが、NUMOとほぼ同様に、電気事業者等が設立した処分機関がありますが、これにも同様のコミッティがあり、議長は年に1回は大臣にレターを書くということまでやっているわけです。NUMOの評議員会がどうするかについて、我々があれこれ言う必要もないんですが、相当に国策会社に近い存在ですから、この機会にそういう例もあることをお知らせするかと考えると、割と突っ込んだ書き方にしました。これらは事実関係ですから、指摘に対してあいまいに答えるのはむしろ失礼で、そうする必要はないと考えます。

それから、ガラスの発注仕様については、発注仕様無くして物を作るわけがないので、無いことはないというか、言わずもがなのことを指摘しているだけのことです。ただ、用語等について、誤解があるといけないというご趣旨でのご指摘であれば、にわかには自信がありませんので再度吟味させて頂くことにしたいと思います。

それから、10ページの7、8、ここの一番のキーワードは、「以下の事項を踏まえて」の「以下の事項」なのですが、引用が長くなるからきつていますが、改訂本文をみていただければ御意見にある具体的なところが並んでいます。この「以下の事項を踏まえて、これらの取組」というこの修正がキーワードなので、そこは、これを入れた改訂版を読んでいただければ、と思うのですが、引用範囲や表現の仕方についてはもう一度精査してみます。

それから、回収可能性のところの表現につきましては、議論があったところなのに、提言がなにも生まれなかったのか、そうではないだろうというご意見ですから、そのとおりであるところ、最後の章には関連した提言がありますとするだけでもいいかなと思ったのですが、各論のところでは提言がないのに最後に派あるというのはおかしいので、この章で何を提言として取り上げておくべきかと考え、すこしくどく書いてあります。なお、20ページの最後のまとめの文章、工学技術の問題として云々というのはNUMOのパンフレットにもこう書いてありましたから、別にここで新しく出てきたことではありません。周知の事実と思って、こう書いたのです。

(井川委員) 処分終了、閉鎖後もですか。

(近藤部会長) ええ、それを工学技術の問題として「可能か」、「不可能か」という議論をすれば「不可能である」と言う必要はないという、いわば工学の常識です。しかし、処分後に回収を行うのはほとんどは安全問題からと考えられます。レアだけれども処分後対策が本当に必要だと判明した場合にはどうするか、例えば、改修行為をするのか、その地域を立ち入り禁止にするのか、様々な選択肢があります。必ずしも回収ということだけが唯一の選択肢ではないということもあるわけです。この点については、たしか石樽委員から何回かここで処分後の回収の議論についても少し考えておいたほうがよいのではないかとこの御発言を頂いているところですので、必ずしも突然に沸いた話ではないという認識で、今言えることをいっておくとどうということかと思うところを書いたのです。

もうひとつだけ、自治体の知識の話ですが、問題の本質はここでも何回か議論になりましたように、やはり説明不足であることは確かだと思っています。ただ、少し書き過ぎとか、エビデンスがないままに書き込むのはどうか用心したほうがよいということについては了解しました。適正化を考えます。

(井川委員) 誤解かも知れませんが、発注仕様のところが気になります。現に、NUMOからこういう仕様で作ってくれというような仕様書が出て、それを受けて日本原燃が作っているというような理解でよいのでしょうか、そこはどうなっているのでしょうか。例えば、放射性物質がこのくらいの量が入っていて、こういう重量で、こういう組成でというような発注仕様書というのが出ているのですか。何を言いたいかということ、まさにここに書いてあるとおり、ガラス固化体の個別の仕様に基づくわけではなくて、平均的な仕様に基づいてやるというような考え方もあるだろうということです。要は、総体的な処分場の安全性確保というのが重要だというのが原理原則で、多分、現に進めているという実態を考えると、それについて深く理解していただくことは重要です。ここで、発注仕様とあると、ガラス固化体1本1本について細かい仕様を決めて、まさにNUMOが発注しているかのように読み取れるわけです。それが今後のこの問題、まさに私の理解では学会等がこれからさらに細かく詰めると言っている段階で、これをかけ売りにすると、いささか地域の方々に今後ガラスの処分場受け入れについて検討していただくというときに、いささかなりとも誤解を招くのではないかという感じがします。むしろこれはもう少し丁寧に、正確な表現にしておくべきではないのかなと思った次第です。

(近藤部会長) そこは同じ思いだから、最後にそういう風には書いているつもりですがね。にわかには品質論が登場したので、世の中の常識として人に物を頼むときに発注仕様書があるで

しょう。でも、それと安全上の品質要求とはリンクしませんよと。ここでは、それさえ伝われば良いと思って順をおって書いてみたのですがね。

何か、山路さん、ご意見ありますか。

(山路理事長) いや、ありません。

(井川委員) 難しいことを申し上げているわけではなくて、要するに、品質等について分かりやすく説明すべきで十分であろうということを言いたいだけです。何だか発注仕様なるものがあるのかどうか、どういう形で決まっているのかもはっきりしないようなものまで事細かに書いていますが、こんなに細かく規定して書く必要があるのかなと思った次第です。13ページの結論部分にここまで、発注仕様云々等について細かく書く必要があるのかなという意味です。

(近藤部会長) この席で、いろいろな方がこれについて既に発言をし、こうじゃないのということになってきたわけですから、それについては、正しく説明し、理解していただくことが重要と考えて書いてみたのですが、言いたいことが誤解を招かずに伝わるという意味での必要にして十分な表現に留めるべしということについては工夫してみます。いいですか。

あと、幾つかありましたけれども、ほかはいいですね。

(井川委員) ほかの人もあるだろうから、後にしましょう。

(近藤部会長) それでは、堀井委員。

(堀井委員) 資料2の7ページのところの御意見ですが、第三者レビューの必要性について賛否両論あるという書き方になっているのですけれども、もともとの御意見が書いてある資料1のほうの21ページを見ても、第三者機関の必要性については賛否両論があると書かれています。懇談会報告書の文言に多分引っ張られているのだと思います。ここは第三者の機関によるレビューということに限定された議論になっていますが、もともとあった意見は、もっといろいろな側面に関する御意見だったと思うんですね。また、第三者機関については確かに賛否両論ですが、賛成意見も多かったということだと思います。第三者機関も多義的で、定義とか分類とか、それが果たすべき役割とか機能についてはもっと議論がなされるべきである。また、どの部分について議論するのかという整理がなされずに議論してきたということは、非常に残念なことだと思います。必ずしもここで書いてあるとおり、議論は廃棄物小委員会で行うべきことだけではなかったと思います。

そこで、私のお願いというのは、この⑤の最後のところの「このレビューの仕組みの在り方に関しても」というところの後に、「第三者機関の必要性、役割、レビューの仕組みの在

り方に関しても関係行政機関の意見も聞きつつ検討していくべきです」と書いていただければありがたいと思います。

それと、もし可能であれば、これは原子力委員会が必要に応じて検討すると書いているわけですから、現時点においてどのぐらい必要性についての御見解をお持ちなのか、少し御紹介いただければと思います。

(近藤部会長) そうですね。ここは第三者機関の設置が提案され、議論され、今後についての提案を3つにまとめたと記憶しています。で、その線で報告を取りまとめたのですが、読み返してみると、それが現れる場所がいろいろなやり取りのうちに、離れ離れになってしまっていたので、今回、まとめることにしたんですけれども、今度はくっつけ過ぎたために、第三者レビューと第三者機関の話がごたになっている。そこは御指摘のとおりですので、今ご提案のあったような書き方にしたほうがいいと思います。

今後どうするのかというご質問に対しては、第三者機関と呼ばれるもののあり方は多様です。極端には、第三者と自ら任ずるものが、例えば専門性の観点から社会から尊重されればいいと考えて、実際そのように自分の組織を定義して活動されているところがあります。それから、様々な行政決定において、行政機関が特定の技術的あるいは専門的、あるいはほかの観点でもいいのですが、それについての判断・決定をこれらと思う人々の合議に委ねるとして生まれる機関をいうことがあります。原子力委員会は、原子力政策の民主的運用のために政策決定を任されているので、行政法上は第三者機関に整理されるのです。私が、第三者機関の設置提案に対して、その性格付けについてこだわるのはこの所以です。屋上屋を重ねよという提案は聴きたくないということではないのですが、相当の理由が必要でしょう。他方、原子力委員会が自らの決定のプロセスとして、例えば円卓会議のような格好のものをおくことのご提案であれば、これは委員会の審議の方法論ですから、例えば、この部会の委員構成に関するご提案と同様の提案ということに整理できるでしょう。委員会としてそういう機能を活用していくべしということについては、いつもそうしたいと考えているところであり、この部会がそう受け止められていないことについて反省しているところです。

要すれば、第三者機関の設置がしばしば提起されているところ、それについて十分議論した上で、基本的には、ファンクションとして何が委員会というシステムに欠けているかということ踏まえつつ議論していくのが適切と思い、私は議論することについてはすぐに始めていいと思っています。

廃棄物小委員会については、懇談会のいうところの第三者機関によるレビューの担い手と

して設置した経緯がありますし、行政法的な意味での機能を期待していることについては昨年も、国会で、大臣がそういう機能を持っている委員会として紹介しているわけですから、我々としては、それを否定するよりは、そのパフォーマンスを見ながら、その活動の適切性について評価し、御意見を申し上げるべきでしょう。勿論、その結果として関係行政機関と相談の結果として別のものを考えることはあるべしでしょう。そう考えてここをまとめています。ただ、今申し上げましたように、これに、このことと関わりなく、第三者機関の設置提案をいただき、賛否を議論したところ、それについての提言は、堀井委員御指摘のように、切り離すように修正したいと思います。

よろしいですか。ほかに。

はい、どうぞ。

(長崎委員) 二つあります。資料2の8ページの御意見への回答ですけれども、この新しい②になっているところを見ると、主語が国とNUMOと研究機関等になっています。そういうことを受けて、そこでその後ろの下線部のところ等を読んでいったときには、現在の調整会議では確か「NUMOはオブザーバーで…」という形になっていたんですけれども、NUMOは責任を持ってそこに入るべきであるという強いメッセージをここの部会としては示しているという、そういう理解でいいですねというのが一つ目の確認です。

それから、二つ目は11ページにございます人材の確保の話です。これを見ると人材の確保については、機構から適切に技術移転をしながら、更に人についてもいろいろ考えてくださいと読めるんですが、ここの中にNUMO自身、まず自分が人材を確保して育てて、何とかしていくべきだということも本来はあるべきではないのかという気がするのですけれども、その辺はどうでしょうかという点、それが二つ目です。

(近藤部会長) 後者のほうは、そこにまさに仰るとおりのことを書いたつもりです。NUMOは、必要な能力ある人材を計画的に確保することに努めることが必要ですと。まさしくNUMOに努力しなさいということトップに書いてあるつもりです。人事交流とかその他はすべて手段であって、一番大事なことは、人材を計画的に確保することに努めることが大事な仕事ですということです。報告書ではそのことを強調しているので、仰っていることは強調しているつもりです。

それから、8ページの会議、オブザーバーの議論というのは、私もこの世界にきて分かったことですが、よくあることなのです。国の費用にかかわる研究開発についての意思決定を、

だれがしているのかという議論です。NUMOは極言すれば出資者でない。成果の利用者ですから、希望を述べることは、国からすれば希望を聴くのはいい。しかし、決定者ではないから、表現が適切かどうか分からないけれどもオブザーバー、あるいは参考人として発言はできるけれども、決定には参加できないという絵が妥当ということになります。この界限にはそういう問題もあるのですが、成果の唯一の利用者であるとも言えるところ、実質的に決定に参加し、決定をリードできないままでは国費が効果的に使われない可能性がでてくるから、ここではあなたの言うように、十分意思決定に参加すべきだということを書いているつもりです。皆さんが何回もここで強調されたように、成果の唯一のユーザーであるNUMOは研究開発について計画段階からコミットしていくべきだということを強く強調しているということです。

(長崎委員) はい、分かりました。

(近藤部会長) ほかに。

(井川委員) 1点だけ。9ページです。さっき少し申し上げましたが、処分の安全性についての説明はどうなっているのでしょうか。これは単純に5行目のところに「安全な処分の実現可能性に関する技術報告」とあるのですが、これを「安全な処分の具体化に関する技術報告」とか、何か用語使いを検討していただけたらありがたいと思います。つまり、上で処分の安全性について大丈夫だと言っておいて、またこれから処分の実現可能性みたいなことを検討するのというのはいささか座り心地が悪いので。

(近藤部会長) はい、そこは直したつもりだったのですが、直してなかったようです。資料2の9ページのところは、8ページの下の記事、「地層処分の技術的信頼性」、これが2000年報告のタイトルです。このスタンスならいいのではないかと思うんです。信頼性を上げていこうということです。このタイトルを使うことにしたつもりだったのですが、すみません。そういうことですね。

それから、先ほどのご意見「著しい進歩」という表現が適切なりや否やですが、少なくとも地震学については、私は著しい進歩があったと思っております。これはもう地震学者、皆さん、そう仰っています。GPSなり、情報システムのおかげで著しい進歩があったと言っています。我々は阪神・淡路なり、それから中越沖地震を経験した前後で、地震に対する考え方というのはかなり変わってきていると思います。地震学者もまた考え方を変わってきています。評価の立場においても変わってきていると私は思っています。

(井川委員) 土橋参事官の前の前の部署だった文科省でも同じ言葉で戦っているの、あえ

て申し上げておきます。著しい進歩ではなくて、種々の観測技術の進歩と観測への予算投入によって分かった部分も多いけれども、分からない部分が膨大にあるということがよく分かったというのが現状であると認識しています。私は、科学技術者の方々は、やはりそこは素直に認め、進歩したのではなく、分からないことがいっぱい増え、ただし、リスクの考え方などいろいろなことを科学技術者の方も学びつつあるので、恐らくそれを取り入れて、より実際に応用していくというときの方法論として様々な案が出され、いろいろ対処できるようになりつつあるのではないかと正確に書くべきであるかと思います。著しい進歩というと、余りに傲慢ではないかと、私は文科省の地震調査研究推進本部の委員会でも同じ発言をさせていただいています。

(近藤部会長) 分かりました。そちらの議事録まで目が行き届きませんで、失礼いたしました。しかし、認識は全く同じです。それを一言で「著しい進歩」というとき、ある種、そこに価値判断が入ってくると思います。確定的な意味での精度向上を進歩というのなら、私も必ずしもそれには賛成しない立場です。しかし、不確かさの性状がわかってきたことも私は進歩と考えるものですから、進歩があったとした次第です。議事録をよく読んで勉強させていただき、ここは適切な表現を考えてみたいと思います。思い付きでは「その後蓄積された知見を踏まえて」というような表現でよろしいですね。

はい、ほかにありませんか。

ないということだと、勿論、今日お読みになって更にお気づきになったところにつきまして、お申し出いただくことを歓迎いたします。私自身もここで読んでいて誤字・脱字の類を何個か見つけたので、引き続きブラッシュアップしたいと思います。で、今日いただきました御意見とそれから今後をいただけるかもしれないご意見に対する取り扱いにつきましては、私が誠意をもって対応することをお約束して、そうした修正が加えられた資料4号をもって評価報告書とすることについて、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

(松田委員) こうやってまとまってきて、やはりこの二、三年の間に最大の努力を重ねていくということが今回の私たちからの、委員会としてのメッセージだと思っているのですけれども、その二、三年の間に何をすべきかというところを示していかないといけない気もしています。この報告書、委員会決定が出た後、これでお終いではなくて、これからどうしたらいいかということも考えていかなければいけないのではないかと考えています。

(近藤部会長) ご異議なしということでよろしゅうございませうか。はい、それでは、先程申

し上げたようにさせていただきます。ありがとうございました。

そういたしますと、この分野の政策評価につきましてはこれまでとします。本当に長い時間をかけて御議論、御審議を頂きましたこと、まことにありがたく存じ、心から御礼を申し上げます。

なお、委員の皆様方には引き続きこの部会におきまして、次のテーマであるところのエネルギー利用に係る政策評価にも御参画を頂きたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。次の部会をいつ頃から開始するかについてはなお未決定ですね。なるべく時間を空けないで議論を開始したいと思っておりますが、とりあえず、今日は未定ということでございます。

それではほかに御発言希望がなければ、今日はこれで終わらせていただきますが、よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

(山路理事長) このたび高レベルの処分事業につきまして、近藤委員長初め皆様から大変貴重な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。責任ある実施主体としてこれからは頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ引き続き御指導のほう、よろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

(近藤部会長) ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(渚上企画官) 事務局からでございますけれども、この報告書(案)につきましては、今日あった御意見も踏まえ、若干の修正を加える点も出てきましたので、事務局で修正をいたしまして、最終的には委員の先生方にメール等でお送りして御確認をいただきたいと思っております。それを終えた後につきましては、来週の8月26日の火曜日、あるいは再来週9月2日ということになるかもしれませんが、原子力委員会の定例会に報告をしたいと思っております。この定例会の報告を受けまして、その報告書の内容について原子力委員会としての見解を決定するという予定にしております。

以上、この取り扱いは、その後、御相談になります。

(近藤部会長) そういうことで作業を進めます。もしお気づきの点がありましたら、今週中にお寄せいただくと大変ありがたいです。よろしくお願ひいたします。

それでは、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。